

# 第 11 回教育委員会会議

令和 6 年 7 月 16 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第76号

大阪市社会教育委員の委嘱について

## 大阪市社会教育委員の委嘱について

## 1 委 嘱

令和 6 年 7 月 26 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
久保 道伸	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	令和 6 年 7 月 26 日 ～ 令和 8 年 7 月 25 日 【第 1 期目】	新規委嘱
岡村 博之	大阪市 P T A 協議会会長	社会教育の関係者		
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授	学識経験のある者	令和 6 年 7 月 26 日 ～ 令和 8 年 7 月 25 日 【第 2 期目】	再委嘱
佐々木保孝	天理大学人文学部教授	学識経験のある者		
鈴木 暁子	京都府立大学京都地域未来創造センター コーディネーター	学識経験のある者		
永田ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者		
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役	学識経験のある者		

## 2 説 明

令和 6 年 7 月 25 日付けの任期満了に伴い、中農勝己氏の後任委員として久保道伸氏、山内憲之氏の後任委員として岡村博之氏を委嘱する。柏木智子氏、佐々木保孝氏、鈴木暁子氏、永田ゆかり氏、若江眞紀氏については再委嘱する。

なお、「審議会等の設置及び運営に関する指針」においては、「特に必要なある場合を除き、70 歳を超えるものを委員に選任しないこと」となっている。今回選任する久保道伸氏については、70

歳を超えているが、社会教育委員会議の審議に密接に関連する当該団体より、最も委員に相応しいとして推薦された者であることから、同指針における「特に必要がある場合」に該当すると考える。

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条により、令和6年7月26日から令和8年7月25日までの2年間とする。

(参考) 「審議会等の設置及び運営に関する指針」抜粋

## 第5 委員の選任

### (5) 委員の年齢制限

特に必要がある場合を除き、70歳を超えるものを委員に選任しないこと

- 1 この規定は、若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促し、柔軟かつ新しい発想・意見も本市の各種施策に取り入れていく必要があることから、原則として70歳を超えるものを委員に選任しないこととするものである。
- 2 「特に必要がある場合」とは、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要がある場合、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合、審議会等の性質上やむを得ないと認められる特別の理由がある場合という趣旨である。

## 委員の略歴

### ○久保 道伸（くぼ みちのぶ）氏

<現職>大阪市体育厚生協会副会長

<その他公職等>

大阪市コミュニティ協会副会長

大阪市住之江区地域振興会副会長

大阪市住之江区粉浜集合町会会長

大阪府文化財愛護推進委員

### ○岡村 博之（おかむら ひろゆき）氏

<現職>大阪市 PTA 協議会会長（令和6年～現在）

<主な略歴>

令和3年～令和5年 大阪市 PTA 協議会副会長

### ○柏木 智子（かしわぎ ともこ）氏

<現職>立命館大学産業社会学部教授（令和2年～現在）

<主な略歴>

平成25年～平成28年 大阪国際大学短期大学部講師

平成28年～平成29年 大手前大学准教授

平成29年～令和2年 立命館大学准教授

### ○佐々木 保孝（ささき やすたか）氏

<現職>天理大学人文学部教授（令和6年～現在）

<主な略歴>

平成17年～平成18年 広島大学大学院教育学研究科助手

平成20年～平成25年 天理大学人間学部人間関係学科講師

平成25年～令和2年 天理大学人間学部准教授

令和2年～令和5年 天理大学人間学部教授

### ○鈴木 暁子（すずき あきこ）氏

<現職>京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーター（平成28年～現在）

<主な略歴>

平成9年～平成13年 財団法人京都市国際交流協会

平成13年～平成15年 特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと事務局長

平成19年～平成25年 一般財団法人ダイバーシティ研究所（大阪市）研究主幹・理事

平成25年～平成28年 京都府立大学男女共同参画推進室コーディネーター

○永田 ゆかり（ながた ゆかり）氏

<現職>大阪市地域女性団体協議会副会長

<その他公職等>

住之江区地域女性団体協議会会長

大阪市民市民後見人連絡協議会副会長

○若江 真紀（わかえ まき）氏

<現職>株式会社キャリアリンク代表取締役

<主な略歴>

平成 27 年～現在 文部科学省中央教育審議会委員

令和 2 年～現在 東京大学大学院外部評価委員会委員

令和 2 年～現在 大阪商工会議所人材育成委員会委員

令和 2 年～現在 文部科学省国立教育政策研究所評議会評議員

令和 3 年～現在 国立大学法人兵庫教育大学理事

令和 4 年～現在 さんりく・大船渡ふるさと大使

大阪市社会教育委員会 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了  
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
久保 道伸	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	委嘱
岡村 博之	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	委嘱
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授	学識経験のある者	再委嘱
佐々木保孝	天理大学人文学部教授	学識経験のある者	再委嘱
鈴木 暁子	京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーター	学識経験のある者	再委嘱
永田ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	再委嘱
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役	学識経験のある者	再委嘱
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	任期満了
山内 憲之	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	任期満了
浅田真理子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
岸辺 護	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
柴山 浩一	大阪青山大学客員教授	学識経験のある者	
寺見 陽子	元 神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	
原田 大輔	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
林 美輝	龍谷大学文学部教授	学識経験のある者	
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	

## 大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。